

破 産 ・ 免 責 手 続 説 明 書

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

この冊子は、鹿児島地方裁判所において、破産手続開始・免責許可申立てをする方のために、手続のあらましや申立ての方法を説明したものです。

裁判所は、破産手続開始・免責許可申立てに関する相談やアドバイスを一切行っておりません。破産手続開始・免責許可申立てをすべきかどうかわからない方は、下記の相談機関に相談してください。

破産ではなく、債権者との話合いで解決したいと考えている方は、簡易裁判所の調停相談窓口で相談してください。

この冊子は、破産手続がすべて終わるまで大切に保管しておいてください。

破産手続中に困ったことが起こったり、わからないことがあったら、まず、この冊子で調べてください。

記

相談機関（電話相談をするものではありません。）

1 法テラス鹿児島（日本司法支援センター）

050-3383-5525

2 鹿児島県弁護士会

099-226-3765

3 鹿児島県司法書士会

099-256-0335

破産・免責手続Q & A

- 1 破産手続とは何ですか。
- 2 免責手続とは何ですか。
- 3 申立てはどのようにするのですか、申立ての費用はどのくらいかかりますか。
- 4 破産の審理はどのようにされますか。
- 5 破産手続の進め方にはどのようなものがありますか。
- 6 破産手続開始決定を受けるとどうなりますか。
- 7 債権者の取立てはどうなりますか。
- 8 債権者から給料の差押えを受けていますが、どうなりますか。
- 9 債権者への支払はどうしたらよいですか。
- 10 クレジットカードなどは持ってもよいですか。
- 11 破産手続開始・免責許可申立て後にお金を借りてもよいですか。
- 12 クレジットで購入した商品はどうしたらよいですか。
- 13 免責が許可されないのはどのような場合ですか。
- 14 免責許可の決定が確定すると、すべての借金などの返済をしなくてよくなるのですか。
- 15 住所などが変わったときどうすればよいですか。
- 16 破産手続開始・免責許可申立て後に債権者が訴訟や支払督促の申立てをしたときはどうすればよいですか。

破産・免責手続Q & A

Q 1 破産手続とは何ですか。

借金の返済をすることができなくなったとき、破産手続開始の時にあなたが持っている一切の財産を処分して金銭に換え、これを全債権者に平等に配当する手続です。

Q 2 免責手続とは何ですか。

借金の支払義務を免除する手続です。

破産の手続が終了しただけでは借金の支払義務は免除されません。審理の結果、免責許可決定がなされ、それが確定して初めて借金の支払義務が免除されます。

Q 3 申立てはどのようにするのですか、申立ての費用はどのくらいかかりますか。

申立ては、破産手続開始・免責許可申立書を裁判所に提出して行います。

(1) 破産手続開始・免責許可申立時に提出するもの

- ① 破産手続開始・免責許可申立書（申立てに至るまでの事情，生活状況，財産状況などを記載した陳述書，借金の借入先などをすべて記載した債権者一覧表などを含む。）
- ② 添付書類

破産手続開始・免責許可申立書記入上の注意の3ページ目から6ページ目に記載されている添付書類のうち該当するものをすべてそろえ

て提出してください。

③ 全債権者あての宛名ラベル（または封筒） 1組

④ 収入印紙（申立手続費用）

1500円×1組

⑤ 郵便切手（事案によって増額されることがあります。）

500円×10組

20円×4組

※82円×{(債権者の数)×2+10}組

10円×{(債権者の数)×2+10}組

1円×20組

※令和元年9月27日以後に申立てをされる場合は、84円×
{(債権者の数)×2+10}組

⑥ 予納金

ア 官報公告費用

24,000円

破産手続開始・免責許可申立後に、「保管金提出書」という書類を
交付します。「保管金提出書」の提出者欄に住所氏名を記載して捺印
し、還付金の振込先等欄に所定の事項を記載のうえ、

現金で納付される場合は、予納金相当の現金（釣銭の無いように）
と記入捺印済みの保管金提出書を、申立てをされる裁判所の会計課窓
口に提出してください。

振込で納付される場合（別途振込手数料がかかります。）は、3連
複写式の専用「振込依頼書（兼入金伝票）」を交付しますので、銀行
等で振り込みをしていただき、銀行等の「取扱店領収印」のある「受
入添付書」（3連複写式用紙の2枚目）をそえて記入捺印済みの保管
金提出書を、申立てをされる裁判所の会計課窓口に提出してください。

イ 手続費用（後日納付していただくもの）

あなたの破産手続が管財事件（Q 5 参照）となったときは、上記官報公告費用に加え 20 万円以上（弁護士に委任していない申立てや、司法書士が申立書を作成していない申立ての場合は 30 万円以上）の予納金が必要となります。

(2) 申立書提出日（受付日）

受付時間は、土日祝日休日を除く、平日の月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分～午後 0 時 15 分と午後 1 時～午後 5 時までです。

※なるべく早い時間においでください。申立書の不備や必要な添付書類の不備があれば、申立書を持参された日に受付できない場合がありますので、ご了承ください。

(3) 提出場所（受付場所）

現住所を管轄する地方裁判所（本庁及び支部）の破産係

(4) 注意事項

裁判所に提出する書面は、A 4 判横書き（左綴じ）の用紙を用いて、申立書などに記載するときは、黒色のペン（ボールペンを含む）又は万年筆を用いてください。

Q 4 破産の審理はどのようにされますか。

裁判所は、破産手続開始・免責許可申立書や添付資料により、あなたが借金を返済できない状態にあるのか、どのような財産を持っているのかを調べます。不明な点があるときは、あなたに追加資料の提出を求めます。

また、裁判所で、裁判官があなたに直接事情を尋ねる場合もあります（これを審尋と言います。）。

審理の結果、あなたが借金を返済することができないと判断された場

合には、あなたについて破産手続を開始するとの決定がされます。

Q 5 破産手続の進め方にはどのようなものがありますか。

あなたに財産がある場合等、破産手続開始の決定と同時に破産管財人が選任される場合には、あなたは財産（法律で認められている一部の財産を除く。）を管理・処分することができなくなり、破産管財人があなたの財産を処分して金銭に換え、債権者への配当を行います（破産管財人が選任される場合を「**管財事件**」と言います。）。

審理の結果、あなたの財産が少なく、管財人を選任してこのような手続を行うための費用に足りないと裁判官が判断したときは、破産手続開始の決定と同時に手続を廃止（終了）させる場合もあります（このような場合を**同時廃止**と言い、その事件を「**同時廃止事件**」と言います。）。

Q 6 破産手続開始の決定を受けるとどうなりますか。

あなたは、破産手続において裁判所や破産管財人に対し必要な説明をする義務を負います。管財事件では、あなたが破産手続開始決定当時所有していた財産を管理・処分することができなくなり（Q 5 参照）、裁判所の許可なしに居住地を離れることができなくなるほか、通常、あなた宛ての郵便物が破産管財人に配達され破産管財人がその内容を調査することになります。

破産手続開始の決定を受けると復権を受けるまでの一定の期間、弁護士、公認会計士、後見人、遺言執行者、宅地建物取引業者、質屋、古物商などにはなれないなど、法律上いろいろな資格制限を受けます。

なお、選挙権、被選挙権は影響を受けません。

Q 7 債権者の取立てはどうなりますか。

貸金業者やクレジット会社は、通常、破産手続開始の申立てがあったことを知ると、取立てをしなくなります（弁護士や司法書士から受任通知書が送付されたときなども同様です。）。申立てが裁判所に受理されたことの証明書が必要な場合は、申立受理証明申請をしてください（収入印紙150円が必要です。）。

取立てをやめない債権者がいるときは、県の消費者生活センターや業者の監督官庁などに相談してください（裁判所には債権者を指導する権限がありませんし、立場上債権者との交渉はできません。したがって、裁判所は取立てをやめさせることはできません。）。

Q 8 債権者から給料の差押えを受けていますが、どうなりますか。

管財事件の場合（Q 5 参照）は、破産手続開始決定があると、破産管財人からの上申により、破産手続開始決定前になされた給料の差押えは取り消されます。破産手続開始・免責許可申立書に給料差押えを受けている事実がきちんと記載されていないと取消しが遅れることがありますので、忘れずに記載してください。

同時廃止事件（Q 5 参照）の場合は、破産手続開始決定があると既になされている差押えは中止され、免責許可決定が確定したときは、中止された差押えの効力は失われます。破産手続開始決定や免責許可決定がされたときは、差押えを発令した裁判所の債権執行係に相談してください。

Q 9 債権者への支払はどうしたらよいですか。

破産手続開始の申立てをしたとき、又はその申立てを予定したとき以

後には、一部の債権者のみへの支払いはやめてください。

一部の債権者にのみ支払をすると、支払を受けない債権者を害することになり、免責が許可されない場合があります（Q 1 3 参照）。

Q10 クレジットカードなどは持っけていてもよいですか。

銀行、信販会社、貸金業者などのキャッシングカードやクレジットカードは、すべてハサミで切って債権者に返却してください（銀行から自分の預金を引き出す、いわゆるキャッシュカードは除きます。）。

Q11 破産手続開始・免責許可申立て後にお金を借りてもよいですか。

だめです。

既に借金を返済することができない状態になって破産手続開始・免責許可申立てをしているのに、新たに借金をしたり、クレジットカードや月賦などで商品を購入することは、債権者をあざむくことになり、詐欺罪に当たる可能性がありますし、免責が許可されない可能性も生じます。

Q12 クレジットで購入した商品はどうしたらよいですか。

クレジットで購入した商品で、その支払が終わっていないものは、原則として、保有し続けることはできません（その債権者にだけ支払をして、商品を自分のものにすることはできません（Q 9 参照）。）。

自動車以外の商品については、債権者（クレジット会社）に連絡をして、商品を返還（所有権留保特約に基づく引揚げ）する必要があるかどうか話し合ってください。商品を返還するか、その引揚げを受けたときは、商品の受領書をもってください。

債権者が商品は返還しなくてもよい旨述べたときは、返還しなくても構いませんが、債権者と話した日、話した債権者の担当者名、話合いの内容、結果などを記載した報告書を作成して裁判所に提出してください。

自動車をローンで購入している場合は、ローン契約書、車検証または登録証を申立時に提出してください。

Q13 免責が許可されないのはどのような場合ですか。

次のような事由がある場合には、免責が許可されないことがあります。

- (1) 自分や他人の利益を図ったり、債権者を害する目的で、あなたの財産を隠したり、減少させたりしたこと。
- (2) 浪費やギャンブルによって、著しく財産を減少させたり、過大な債務を負ったこと。
- (3) クレジットカードで商品を購入し、すぐにそれを安い値段で転売したり、質入れして現金を取得したこと。
- (4) 既に返済できない状態であるのに、そうでないように債権者を信用させて借金をしたり商品を購入したこと。
- (5) 免責許可の申立ての前7年以内に免責許可決定や給与所得者等再生手続において認可決定を受けたことがあること。
- (6) 破産法に定める破産者の義務に違反したこと。
- (7) 嘘の債権者名簿を提出したり、あなたの財産状態について嘘を述べたりしたこと。

裁判所は、債権者にも事情を聴きますので、申立書に嘘を書いたり、審尋で嘘を述べても、嘘であることは裁判所に明らかになります。

Q14 免責許可の決定が確定すると、すべての借金などの返済をしなくてよくなるのですか。

免責許可決定が確定しても、次の債権などの支払義務はなくなりません（破産法253条）。

- (1) 税金，罰金などの支払義務
- (2) あなたが悪意により行った不法行為や故意又は重大な過失により加えた人の生命・身体を害する不法行為に基づく損害賠償の支払義務
- (3) あなたが養育者又は扶養義務者として負担すべき費用の支払義務
- (4) あなたが雇っていた人の給料の支払義務
- (5) あなたが雇っていた人から預かったお金（いわゆる社内預金など）や身元保証金の返還義務
- (6) あなたが知っているのに債権者名簿に記載しなかった債権者に対する支払義務

Q15 住所などが変わったときはどうすればよいですか。

破産手続開始・免責許可申立て後、破産手続開始決定前に住所（現実の住所），本籍地，氏名などが変わったときは、すぐに裁判所に書面で届け出てください。その際には、住民票や戸籍謄本など住所や戸籍が変わったことを証明する書類を一緒に提出してください。

なお、破産手続開始決定後は、管財事件の場合は裁判所の許可なく居住地を離れることができません（Q6参照）。

Q16 破産手続開始・免責許可申立て後に債権者が訴訟や支払督促の申立てをしたときはどうすればよいですか。

訴状，口頭弁論期日呼出状や支払督促などが送られてきたときは、これらの書類に表示された訴訟や支払督促の係に連絡して、破産を申し立てていることを説明し、係員の指示に従ってください。